

令和3年第3回定例会(令和3年9月27日)

観光建設水道委員会委員長 (三重 忠昭 委員長)

去る9月3日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました「議第59号 令和3年度 別府市一般会計補正予算(第6号)」関係部分、ほか5件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

初めに、予算議案2件のうち、「議第59号 令和3年度 別府市一般会計補正予算(第6号)」関係部分についてであります。

温泉課関係部分では、計上した歳出予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により鉄輪むし湯の入浴者が別府市の想定を上回り減少したことに伴い、令和3年4月から同年7月までの期間を対象に、今年度より新たに選定された指定管理者に対する減収負担金を予算計上するものであるとの説明がなされ、また、北浜温泉テルマスを廃止することに伴い、同施設の回数券返金分負担金を予算計上するものであるとの詳細な説明がなされました。

委員から、同施設の廃止及び回数券返金に対する周知方法について、インターネットを活用しない利用者に対しても市報べっぷ等により丁寧に対応するよう当局に対し、要望がありました。

次に、産業政策課関係部分では、歳出予算として、シルバー人材センターがJAべっぷ日出亀川駅前出張所へ移転したことに伴い、老朽化した既存の建物の施設解体工事の実施設計委託料を予算計上するものであるとの説明が、また、大分県東部勤労者福祉サービスセンターがJAべっぷ日出亀川駅前出張所へ移転したことに伴い、既存建物の老朽化による解体に係る石綿含有分析調査委託料及び施設解体工事の実施設計委託料を予算計上するものであるとの説明がなされました。

委員から、シルバー人材センターの跡地について売却ではなく利活用する検討をしなかったとの質疑に対し、当局から、跡地については売却する方針であるとの答弁がなされ、委員より再度、利活用について協議するよう要望がありました。

続きまして、農林水産課関係部分についてであります。

大分県が実施する境川上流の「砂防堰堤事業^{さぼうえんてい}」について、その工事に係る市有地を大分県に売却することに伴う歳入予算であること、旧慣による権利を有している地元の組合等に、権利放棄に対して補償金を支払うための歳出予算であるとの詳細な説明がなされました。

委員から市有林間伐等売払収入に関し、市有林の整備について質疑があり、当

局より間伐等の整備については、年次計画により植林、補植等実施しており、また、森林環境譲与税を活用した整備も計画的に行っているとの説明がなされました。

次に都市計画課関係部分であります。

大規模建築物耐震改修の補助事業に対する国庫補助金について、令和3年度より国の制度の変更で、交付金が補助金として一元化され、地方公共団体を経由して事業者へ交付されることとなり、制度の変更に伴う補正予算の計上であるとの説明がなされました。

続きまして、都市整備課関係部分についてであります。

橋りょう長寿命化事業において、気象状況などの影響により、工期が大きく変動することが想定されるため、柔軟に工期が設定できるようにすることや施工時期の平準化が図れるよう繰越明許費を補正するとの説明がなされました。

次に公園緑地課関係部分についてであります。

歳出、歳入ともに国の交付金額決定による財源補正であるとの説明がなされました。

採決の結果、「議第59号 令和3年度 別府市一般会計補正予算(第6号)」関係部分について、いずれの補正予算議案も当局の説明を適切妥当とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議第61号 令和3年度 別府市競輪事業特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

歳入では、令和2年度の決算により実質収支の増加に伴い繰越金を増額すること等の説明がなされました。一方、歳出においては、令和5年3月に特別競輪第7回ウイナーズカップGⅡの開催が決定したこと、一般会計繰出金を1億円追加すること等に伴う予算計上であるとの詳細な説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、条例議案2件についてであります。

まず、「議第67号 別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、市営温泉の北浜温泉テルマスを令和4年3月31日をもって廃止することに伴う改正であるとの説明がなされました。

委員から、同温泉で実施されている健康教室の代替案について質疑がなされ、当局から健康推進課と現行の健康教室の代わりとなるものを民間、市の施設の使用を含めて協議しているとの答弁がなされました。

また、別の委員から同温泉の利用者が令和4年4月1日以降も代替の施設を利用できるよう当局に対し、要望がありました。

次に「議第68号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」であります。

その改正内容は、現在まだ入居者のいる既存棟のA棟からE棟までを(旧)A

棟から（旧）E棟とし、現在建設中の4棟を地名地番変更の上、新たにA棟からD棟として別表に追加し、令和3年11月1日から施行しようとする条例改正であるとの説明がなされました。

委員から既存の住宅5棟はいつまで使用するのかとの質疑に対し、当局から同住宅5棟については、全ての住民の転居が終わり次第、廃止する条例の議案を上程し、議決を得られた後、解体する予定であるとの説明がなされました。

以上2件の条例議案の採決について、いずれも当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後にその他議案2件として「議第69号及び議第70号の 旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて」であります。

これら2つの議案は、農林水産課関係部分の補正予算に関連し、大分県が実施する境川上流の砂防堰堤事業さぼうえんていに伴う工事の用地である市有地のうち別府市大字南立石字長谷川及び別府市大字鶴見字大平の旧慣を廃止するため、補償金を南立石財産管理委員会及び扇山採草組合に支払うものであるとの説明がなされました。

この2つの議案の採決についても当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。